

改正派遣法に基づくマージン率の公開

ヒビノメディアテクニカル株式会社

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（第 23 条第 5 項）

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※小数点以下一位未満四捨五入、消費税抜

1. 派遣労働者の数

対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

派遣労働者の数（1 日平均）	50 人
雇用安定措置を講じた人数	25 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	26 事業所
----------------------	--------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

労働者派遣に関する派遣料金の平均額	21,639 円
派遣労働者の賃金の平均額	14,773 円
マージン率	31.7% ※マージンには、派遣元事業主として会社負担する下記の費用を含みます ● 派遣労働者が取得した有給休暇等に充当した費用 ● 社会保険料の会社負担分 ● 教育訓練や技能講習、研修等の補助支援費用 ● 社員人件費、オフィス賃貸料、求人広告、通信費等諸費用 ● 営業利益

4. 派遣労働者の待遇決定方式

待遇決定方式	対象となる労働者の範囲	労使協定の有効期間
労使協定方式	全ての派遣労働者	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

5. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

種類	対象となる派遣労働者	方法	実施時間	費用負担額	賃金
入社前研修	雇入時	OFF-JT	1 時間	無償	有給
キャリアアップ研修（e ラーニング）	就業中	OFF-JT	8 時間	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口 ジョブマーケット事業部 連絡先電話番号：03-6457-2065

6. 福利厚生に関する事項

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）、年次有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断、慶弔見舞金（入社 3 年目以降）、慶弔休暇（無期派遣社員のみ）、年末年始休暇（無期派遣社員のみ）
